



令和7年3月14日
丹後海陸交通株式会社
京丹後市

丹後海陸交通株式会社と京丹後市
「地域公共交通の人材確保に向けた連携協定」を締結
～バス運転士の人材確保に向けた環境整備等について連携・協力～

丹後海陸交通株式会社と京丹後市は、昨今のバス運転士不足の解消を図り、及び消防職員の定年延長に伴う課題等への対応に資するため、バス運転士の人材確保に向けた環境整備等について、京都府内初となる連携協定を提携することとし、下記のとおり締結式を行います。

なお、本締結式は、丹後海陸交通株式会社と宮津与謝消防組合においても同様の連携協定を締結することから、合同で執り行うものです。

記

- 1 日時 令和7年3月22日（土） 午前9時30分～
- 2 場所 勤労者総合福祉センター野田川わくぱる 第2会議室
(与謝野町字四辻161番地)
- 3 内容
 - (1) 締結式
 - ・ 連携協定の趣旨説明
 - ・ 各組織の代表者あいさつ
 - ・ 協定書への署名 丹後海陸交通株式会社：武田代表取締役社長
京丹後市：中山市長
宮津与謝消防組合：城崎管理者(宮津市長)
 - (2) 連携及び協力事項
 - ① 京丹後市における対象職員等への周知・広報
 - ② 京丹後市における転職希望者の相談体制の構築及び取りまとめ
 - ③ 丹後海陸交通株式会社の負担による大型二種免許取得支援と運転士教育

<問い合わせ先>

丹後海陸交通株式会社 総務部 担当：藤原
TEL：0772-42-0326 E-mail：soumu@tankai.jp
京丹後市 市長公室 政策企画課 担当：井上、川口
TEL：0772-69-0120 E-mail：kikaku@city.kyotango.lg.jp

地域公共交通の人材確保に向けた連携協定書

丹後海陸交通株式会社（以下「甲」という。）と京丹後市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、丹後地域2市2町の幹線バスの運行を担う甲の昨今のバス運転士不足の解消を図り、及び乙の消防職員の定年延長に伴う課題等への対応に資するため、甲と乙（以下「協定者」という。）において、バス運転士の人材確保に向けた環境整備等について連携・協力することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 協定者は、次の各号の事項について、連携・協力して実施する。

- （1）甲における甲の負担による大型二種免許取得支援と運転士教育
- （2）乙における乙の対象職員等への周知・広報
- （3）乙における甲への転職希望者の相談体制の構築及び取りまとめ

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 協定者は、前条に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれの協定者からも更新しないことの意味表示がない場合、同じ条件でさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 協定者は、前項の規定にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により、それぞれの相手方に通知し協議の上、合意することにより、本協定を解約することができる。

（協定の変更）

第5条 協定者はいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協定者において協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 協定者は、すでに公知となっている情報を除き、本協定に基づき知り得た相手方の一切の機密情報を第1条の目的遂行のためにのみ利用するものとする。

2 協定者は、相手方の同意を得ることなく、本協定の有効期間中はもとより本協定終了後においても、機密情報を第三者に開示及び提供してはならず、また漏洩等を行ってはならない。

(協議)

第7条 本協定について疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、協定者において協議の上定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、協定者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月22日

甲 京都府与謝郡与謝野町字上山田 641 番地 1

丹後海陸交通株式会社

代表取締役社長

乙 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市

市長